

事 務 連 絡
令和 5年 1月 4日

交野市介護保険事業所 各位

交野市福祉部高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了について（通知）

平素は、本市介護保険行政の運営にご協力いただきありがとうございます。

標記の件について、厚生労働省老健局老人保健課より令和4年10月13日付 Vol.1105にて「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」が通知されたことに伴い、本市におきまして下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを終了させていただきます。

各事業所においてはご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 対象 令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者
(有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り臨時的な取扱いを適用できることとします。)
2. 備考 訪問調査先が施設・病院であり、面会が困難で認定調査の実施が長期間に渡り困難でやむを得ない場合、令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者については、臨時的な取扱いが適用されることがあります。

〈問い合わせ〉

交野市福祉部高齢介護課

TEL : 072-893-6400 (代)

FAX : 072-895-6065

e-mail : kaigo@city.katano.osaka.jp